

(登壇) 私は、議案第35号示威行進及び集団示威運動に関する条例を廃止する条例制定に賛成の立場で討論を行います。

示威行進及び集団示威運動に関する条例は、戦後の混乱期である昭和24年に当時治安維持上の特別な背景のもとで、米子市警察を要していた米子市において制定をされたものであります。その後昭和29年に法改正により警察事務は県に移管をされましたが、警察法施行令により県条例が整備されるまで当分の間、引き続き効力を有するとされました。このようにこの条例は事務権限が市から県へ移って50年間もの間、廃止はおろか市議会で議論されることもなく今日まで米子市例規集の雑則の中に息を潜め生き続けてきたものであります。この間、市条例により県の管轄である公安委員会、警察が事務を行うという自治法上想定外の違法状態が放置されてきたものであります。そもそも自治法第2条2項に自治体の事務が規定をされ、条例は自治法第14条に、法令に違反しない限りにおいて自治体の事務に関し条例を制定することができるとしています。また自治法施行令3条は、新設合併時における条例の暫定施行の定めとして、必要な事項につき条例または規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例または規則を普通地方公共団体の条例または規則として当該地域に引き続き施行することができるとしています。この自治法施行令3条は、あくまで自治法第2条2項及び3項に規定する事務を想定して策定されており、自治法第2条2項及び3項に規定する事務の範囲、つまり権限あるものについてのみ暫定施行という行政行為ができると解すべきものと考えます。このことからすれば、野坂市長の一連の県公安委員会の見解及び県警察本部からの以来に基づき暫定施行すべきという発言は、法令を守るべき市長がまさに違法行為をなそうとするものであります。市政をチェックすべき米子市議会としては、この市長の姿勢を見逃すことはできず、議会の権能としてこの公安条例を廃止する条例を可決し、この違法状態を消す必要があります。また今回の合併に伴う条例の整備については、市長職務執行者が専決処分により制定をするもの、逐次議会に諮り制定するもの、暫定施行するものと分けることができます。暫定施行するものについては、合併協議会においてあらかじめ全体の意思統一を図ることが望ましいとされておりますが、これも協議はなされておられません。一方、鳥取市などは当時公安条例を制定していたにもかかわらず、昭和29年に県にこの事務を移管したと同時にこの条例を廃止しています。また民主団体及び市民団体の集団的アピール運動は憲法21条による集会、表現の自由の理念に基づき保障された行為であり、平和的、民主的社会を形成する手段として最大限尊重されるべきものであります。この公安条例が暫定施行

されると、県内で県の事務において米子市条例により米子市の市民だけ規制を受けるといふまことに不合理な状態が続くこととなります。よって市長に違法行為を行わせないこと、県内他市同様に民主団体の集団的アピールを規制する公安条例を廃止するこの条例をぜひとも可決すべきものと考えます。賢明なる議員の皆様の賛同を訴え、討論を終わります。